平成29年度

財政援助団体等監査報告書

平成29年12月

小樽市監査委員

目 次

指定	管理	里者監査報	告		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	監	查執行者			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	監	査を実施し	した指定	三管理	11者	及	びま	ミ施	期	日:	等		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	監	查対象業務	务等の新	題		•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	監	査の主眼が	及び実施	五方法	=			•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	監	査執行の	余斥		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
6	監	査の結果			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(1)	アンビック	ウス・ソ	ノプラ	ラテ	1	コク	ブル	_	プ			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	一般社団法	去人小棹	算観り	七協	会		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(3)	協和総合領		会社	t			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(4)	社会福祉》	去人小棹	市社	t会	福	祉協	協議	会			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	6

(注) 文中及び表中の数値は、表示単位未満の数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない

場合があります。また、表示単位未満の数値は、「0」と表記しています。

指定管理者監查報告

1 監査執行者

監査委員 菊 池 洋 一

監查委員 前 田 清 貴

2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等

指 定 管 理 者 の 名 称 及 び 代 表 者	実施期日	公の施設	指定期間	主管部室課等
アンビックス・ソプラティコグループ 代表法人 株式会社アンビックス 代表取締役 前川 二郎	平成29年11月7日	小樽市総合体育館	平成27年4月1日	教 育 部 生涯スポーツ課
一般社団法人小樽観光協会 会長 西條 文雪	平成29年11月8日	小樽市観光物産プラザ	平成28年4月1日 〜 平成30年3月31日	産業港湾部商業労政課
協和総合管理株式会社 代表取締役 山本 秀明	平成29年11月8日	小樽市営住宅	平成28年4月1日 〈 平成33年3月31日	建 設 部 建 築 住 宅 課
社会福祉法人小樽市社会福祉協議会 会長 野坂 和弘	平成29年11月9日	小樽市いなきた児童館	平成27年4月1日 〈 平成32年3月31日	福 祉 部 子育て支援室 こども育成課

3 監査対象業務等の範囲

平成28年度及び平成29年度における公の施設の指定管理に係る管理運営業務及び経 理関係事務

4 監査の主眼及び実施方法

監査は、公の施設の指定管理者として、施設の管理に関する基本協定に基づき、その管理運営及び会計経理が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ指定管理者及び主管部室課等から事業計画書及び事業報告書などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、あわせて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

5 監査執行の除斥

菊池洋一監査委員については、地方自治法第199条の2の規定の趣旨により協和総合 管理株式会社の監査執行から除斥としています。

6 監査の結果

(1) アンビックス・ソプラティコグループ

ア 指定管理者の概要

アンビックス・ソプラティコグループは、小樽市総合体育館(以下「体育館」という。)の指定管理者の公募に参加するため、平成26年9月に株式会社アンビックス及び株式会社ソプラティコの2社で設立された共同事業体で、平成27年度から公募により体育館の指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

体育館の管理運営業務としては、「小樽市総合体育館の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)に定める業務仕様書に従い、体育館の使用許可等に関する業務、施設の維持管理等を行うほか、使用料徴収事務委託契約に従い、体育館使用料の徴収を行っています。

小樽市は、年度ごとの「小樽市総合体育館の管理費用に関する協定書」に基づき、管理費用として平成28年度は59,910千円を支出しており、平成29年度は60,197千円の支出を予定しています。

体育館の経理事務は、事務長が関係諸帳簿等を整備し、館長が決裁する体制で処理 されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、支出については、光熱水費等を除き株式会社アンビックスの本体経理を経由 して支払われています。

収支の	张 涅 /	ナルの	上	おり	です
4X X V	4/\ 1/L I	はひひ	\subset	<i>4</i> リリ	(9 o

	平成28年度							平成29年度(9月末現在)									
収	入		支		出			Ц	又		入			支	,	出	
費目	金 額	1	費 目		金	額	3	₽ E	目		金	額		費目		金	額
	千円				2	千円						千円					千円
管 理 費 用	59, 910	人	件	費	21,	046	管 :	理 9	費用		30	, 849	人	件	費	10	651
自主事業収入	3, 715	事	務	費		762	自主	事業	(収入	.	1	, 578	事	務	費		274
		管	理	費	38,	961							管	理	費	15	5, 388
計	63, 625		計		60,	769		計			32	, 426		計		26	5, 314

平成28年度の主な支出の内訳は、人件費21,046千円、管理費38,961千円(清掃委託料8,024千円、暖房委託料5,802千円、燃料費・光熱水費15,238千円ほか)となっています。

ウ 施設の利用状況

使用者数の状況は、次のとおりです。

区	分			個人使用			専用使用
		中学生以下	高校生	高齢者	その他	計	导用使用
		人	人	人	人	人	人
平成 2	8年度	9, 190	7, 980	6, 806	22, 880	46, 856	75, 812
平成 2	9年度	5, 461	2, 988	3, 574	11, 700	23, 723	39, 978

(注) 平成29年度は、9月末現在です。

なお、利用者の利便性の向上を図るため、利用者アンケートを実施しているほか、 体育、スポーツ等の普及促進を図るための自主事業として、子ども体操、バスケット ボール、シニア健康体操等の教室を開催しています。

監査の結果

基本協定に定める業務仕様書に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(2) 一般社団法人小樽観光協会

ア 指定管理者の概要

一般社団法人小樽観光協会(以下「観光協会」という。)は、小樽市及び後志・札 幌圏を中心とする地域観光資源の開発と紹介宣伝、観光施設の整備改善、観光関係者 の資質向上等に努めることにより、観光産業の健全な振興を図り、もって観光旅行者 の利便の増進並びに市民の生活文化の向上及び産業経済の発展に寄与することを目 的として昭和21年に設立された団体で、小樽市観光物産プラザ(以下「観光物産プ ラザ」という。) 開設当初から管理運営業務を受託しており、指定管理者制度への移 行に伴い、平成18年度から任意選定により指定管理者に指定され、現在に至ってい ます。

イ 管理運営業務及び経理の状況

観光物産プラザの管理運営業務としては、「小樽市観光物産プラザの管理に関する 基本協定書」(以下「基本協定」という。)に定める業務仕様書に従い、多目的ギャラ リー、中庭、展示棚等の利用の許可及び利用料金の収受、地場産品の普及の促進、観 光情報の提供、施設の維持管理等を行っています。

なお、利用料金については、「小樽市観光物産プラザ条例」に基づき指定管理者の収 入とされています。

小樽市は、年度ごとの「小樽市観光物産プラザの管理費用に関する協定書」に基づ き、管理費用として平成28度は7,891千円を支出しており、平成29年度は7,894 千円の支出を予定しています。

観光物産プラザの経理事務は、事務局員が関係諸帳簿等を整備し、事務局長が決裁 する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

\T.4	なわ、収文の状況は次のとわりです。														
	平成28年度								平.	成29	年度	(8月末	に現在)		
収入 支出 収入										支	出				
費	目	金	額	費	目	金	額	費	目	金	額	費	目	金	額
			千円				千円				千円				千円
														ı	

管 理 費 用 7,891 人 件 費 3,360 管 理 費 用 3,954 人 件 費 1,401 利用料金 1,619 光熱水費 利用料金 176 913 光 熱 水 費 21 管 理 費 管 理 費 5,906 1,730

平成28年度の主な支出の内訳は、人件費3,360千円、管理費5,906千円(清掃委 託料 3,454 千円、機械警備委託料 573 千円ほか)となっています。

計

4,867

計

3, 152

9,442

ウ 施設の利用許可の状況

計

利用件数等の状況は、次のとおりです。

ない 原士の伊河は歩のしむりです

9,510

区	分	多	5目	的ギャラ	IJ —		4	コ	Ē	展示棚等			
	ガ	件数	数	延日数	1件当たり 使用日数	件	数	延日数	1件当たり 使用日数	件	数	延日数	1件当たり 使用日数
			件	田	日		件	日	日		件	日	日
平成 2	8年度	1	25	191	1. 5		3	13	4. 3		7		
平成 2	9年度		69	95	1.4		7	13	1.9		7		

(注) 平成29年度は、8月末現在です。

なお、利用者の利便性の向上を図るため、利用者アンケートを実施しているほか、 自主事業として、地場産品の展示・販売、「小樽ゆき物語」ほか各種イベントの開催な ど施設の利用促進に向けた取組が行われています。

監査の結果

基本協定に定める業務仕様書に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経 理及び出納事務は適正に行われていました。

(3) 協和総合管理株式会社

ア 指定管理者の概要

協和総合管理株式会社(以下「協和総合管理」という。)は、建築物の環境保全を通じ人々の衛生的な環境と安全の向上に寄与することを目的として、昭和38年11月に設立された法人で、小樽市営住宅(以下「市営住宅」という。)の指定管理者制度の導入に伴い、平成19年度から公募により指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

市営住宅の管理運営業務としては、「小樽市営住宅の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)に定める業務仕様書に従い、入居及び退去に関する業務、入居者の管理及び各種申請・届出に関する業務、施設の維持管理等を行うほか、使用料収納事務委託契約に従い、住宅使用料及び駐車場使用料の収納を行っており、現在、市営住宅の戸数は3,077戸で、内訳は公営住宅2,887戸、改良住宅164戸、従前居住者用住宅8戸及び共同住宅18戸となっています。

小樽市は、年度ごとの「小樽市営住宅の管理費用に関する協定書」に基づき、管理費用として平成28年度は84,500千円を支出しており、平成29年度は84,346千円の支出を予定しています。

市営住宅の経理事務は、協和総合管理の経理担当者が関係諸帳簿等を整備し、経理 責任者が決裁する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理さ れています。

+>+>	収支の状況は次のとおりで	-
70.75	11/2 文の状況は水のとおりで	` d .

	平成 2	8年度		平成29年度(8月末現在)						
収	入	支	出	収	入	支	出			
費目	金 額	費目	金 額	費目	金 額	費目	金 額			
	千円		千円		千円		千円			
管 理 費 用	84, 500	人 件 費	24, 139	管 理 費 用	35, 150	人 件 費	10,666			
		事 務 費	5, 237			事 務 費	1, 701			
		事 業 費	46, 656			事 業 費	19, 487			
		管 理 費	8, 468			管 理 費	3, 296			
計	84, 500	計	84, 500	計	35, 150	計	35, 150			

平成28年度の主な支出の内訳は、人件費24,139千円(事務所責任者ほか6名)、事務費5,238千円(車輌費1,788千円、家賃1,004千円ほか)、事業費46,656千円(退去修繕費30,132千円、エレベーター保守点検11,904千円ほか)となっています。

監査の結果

基本協定に定める業務仕様書に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経 理及び出納事務は適正に行われていました。

(4) 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会

ア 指定管理者の概要

社会福祉法人小樽市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)は、社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和26年に設立された団体で、小樽市いなきた児童館(以下「児童館」という。)の開設当初から管理運営業務を受託しており、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年度から公募により指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

児童館の管理運営業務としては、「小樽市いなきた児童館の管理に関する基本協定 書」(以下「基本協定」という。)に定める業務仕様書に従い、児童館の利用承認等に 関する業務、施設の維持管理等を行っています。

小樽市は、年度ごとの「小樽市いなきた児童館の管理費用に関する協定書」に基づき、管理費用として平成28年度は8,100千円を支出しており、平成29年度は7,800千円の支出を予定しています。

児童館の経理事務は、館長が関係諸帳簿等を整備し、社会福祉協議会の事務局経理 係長を経由した上で、事務局長又は事務局次長が決裁する体制で処理されており、そ の収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

たお	収支の状況は次のとおりです	
14401	$1\times$ \times 1	0

	平成 2	8年度		平成29年度(9月末現在)							
収	入	支	出	収	入	支	出				
費目	金額	費目	金 額	費目	金 額	費目	金 額				
	千円		千円		千円		千円				
管 理 費 用	8, 100	人 件 費	4, 839	管 理 費 用	3, 910	人 件 費	2, 346				
		事 業 費	1, 751			事 業 費	478				
		事 務 費	1, 510			事 務 費	593				
計	8, 100	計	8, 100	計	3, 910	計	3, 417				

平成28年度の支出の内訳は、人件費4,839千円(職員2名)、事業費1,751千円(水道光熱費759千円、消耗器具備品費812千円ほか)、事務費1,510千円(業務委託費1,289千円ほか)となっています。

ウ 施設の利用状況

利用者数等の状況は、次のとおりです。

X	分	幼 児	小 学 生	中学生等	保護者	合 計
	8年度 平均)	人 3,761 (12)	人 2, 013 (7)	人 105 (0)	人 3,741 (12)	人 9,620 (31)
	9年度 平均)	2, 745 (18)	1, 155 (7)	53 (0)	2, 388 (15)	6, 341 (41)

(注) 平成29年度は、9月末現在です。

なお、自主事業として、児童の創造性を養い情操を豊かにすることを目的とした絵画教室・習字教室のほか、幼児の健全育成を目的とした幼児サークルなどを定期的に 実施しています。

監査の結果

基本協定に定める業務仕様書に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経 理及び出納事務は適正に行われていました。